

教育課程編成の要点はどんなことか。

学校教育法施行規則では、次の改正を行った。

選択教科は標準授業時数の枠外で開設し得ることとした。

年間総授業時数については、第1学年から第3学年を通じ、年間35単位時間増加することとした。

国語，社会，数学，理科，外国語等の授業時数を増加する一方，総合的な学習の時間については縮減した。

選択教科を標準授業時数の枠外としたのは，

必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより，教育課程の共通性を高める必要があるため

このために、学校教育法施行規則において、教育課程は

国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語の各教科，道徳，総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成する。

授業時数の取扱い

- 年間授業週数は，35週以上にわたって行うようにした。
- 夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，各教科等の授業を特定の期間に行うことができることをより明確にした。
- 10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において，当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができるとの規定をおき，授業時数の運用の一層の弾力化を図った。
- 総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって，当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては，総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。